

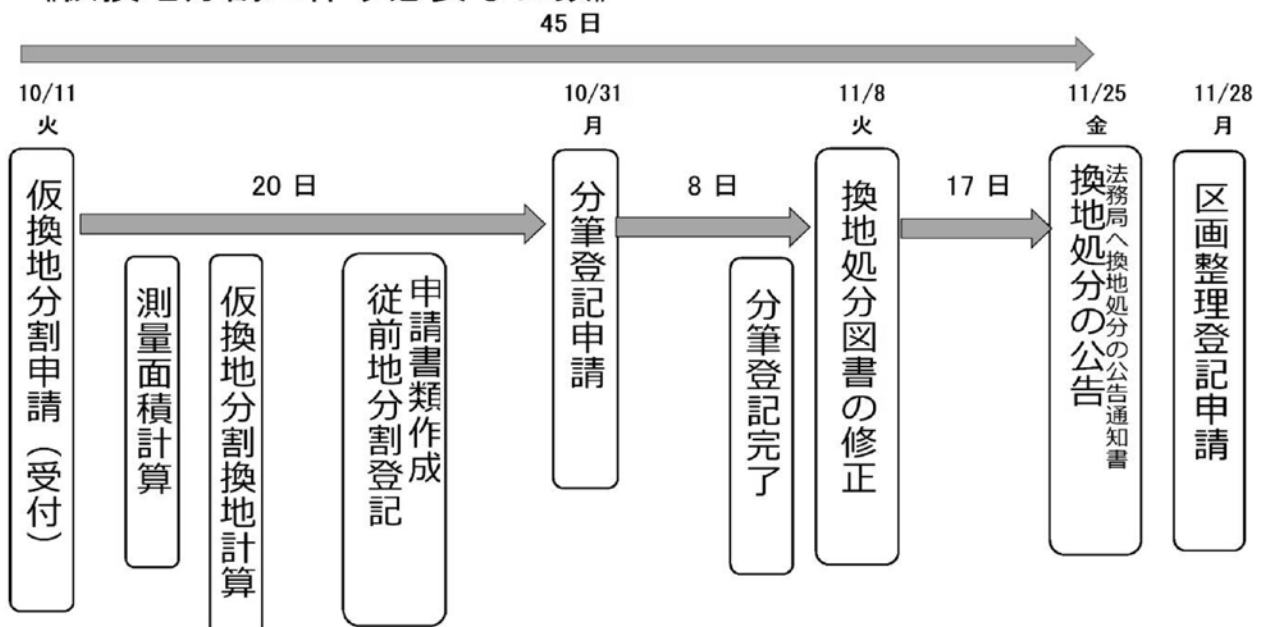
仮換地分割及び権利変更の申請期限について

- ◆仮換地分割は、令和4年10月12日(水)からは、原則として受け付けできません。
- ◆権利変更(所有権移転等)は、令和4年11月7日(月)からは、原則として換地処分図書に反映できません。

11月25日(金)に予定している換地処分の公告までに仮換地分割、権利変更がある場合、上記期間を過ぎると、換地処分図書に変更内容を反映できません。

換地処分の公告の翌日から令和5年3月31日(予定)まで事業施行地区内の登記事務は停止されるため、期限以降の仮換地分割及び権利変更登記は、登記事務停止の解除後、法務局へ手続きをお願いします。なお、登記事務停止が解除されましたら、組合から皆様へ書面でお知らせします。

《仮換地分割に伴う必要な日数》



お問合せ先【事務委託先】

(公財)名古屋まちづくり公社 志段味開発部
名古屋市守山区大字下志段味字西新外670番地
tel : 052-736-9071 fax : 052-736-9074